



条約の下での長期的協力の行動のための第1回特別作業部会 (AWGLCA-1)

及び

京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する 第5回アドホック・ワーキンググループ (AWG-5) 要約

2008年3月31日 - 4月4日

条約の下での長期的協力の行動のための第1回特別作業部会 (AWGLCA 1) 及び国連気候変動枠組条約の京都議定書の附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第5回会合 (AWG 5) は、2008年3月31日から4月4日、タイのバンコクで開催され、政府関係者や政府間組織、NGO、研究者、民間から約1000名が参加した。報道関係者も100名以上が参加した。

AWGLCAは、2007年12月、「条約の実施強化を目的として気候変動に対応するための長期的協力に関する対話」をフォローアップするためのプロセスとして、インドネシアのバリで開催された第13回締約国会議 (COP 13) で設置された。この新たな補助機関の責務は、これから2012年まで、そして2013年以降という長期にわたる協力的行動により、条約の全面的、効果的、かつ持続的な実施を図るための総合プロセスを発足させることである。AWGLCAは、2009年にコペンハーゲンで開催されるCOP 15までにその責務を完了させなければならない。

バンコクのAWGLCA第1回会合では、バリ行動計画 (決定書 1/CP.13) の主要要素である、“長期協力的行動のための共有のビジョン”、“緩和”、“適応”、“技術”、“資金”等に関する意見交換が行われた。AWGLCA 1で主に重点が置かれたのは2008年の作業計画の策定であったが、作業計画が採択されたのは金曜日から日付が変わり午前零時を過ぎた4月5日 (土) 早朝であった。作業計画では、AWGLCAの各会合において、一貫性と透明性をもった総合的な方法でバリ行動計画のすべての要素に関する更なる議論を行うことを目的とし、今後取り組むべきタイムテーブルや要素ならびに2008年中に実施される8回の会期中ワークショップ (in-session workshops) について定めている。

AWGは、2012年で終了となる京都議定書の第一約束期間以降における附属書I締約国の約束について検討するため、2005年末に、カナダのモントリオールで開催された京都議定書第1回締約国会合 (COP/MOP 1) により設置された。このAWGの第5回会合では、附属書I締約国がそれぞれの排出削減目標達成を達成するための方策について分析する会期中ワークショップを開催した。AWG第5回会合の結論書には、「2013年以降も、京都議定書に基づく排出量取引やプロジェクトベ



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ースのメカニズムを継続すべきであり、附属書I国の国内対策を補完するものである」と指摘された。

2008年のAWGLCA作業計画は4月5日未明まで採択されなかったものの、政府代表者の多くは自らの任務を果たし、会期中ワークショップの予定表を含めたバリ行動計画のすべての要素について議論するための枠組みを築けたことに満足していたようだ。また、AWG自体も目標を達成し、第2約束期間における重要問題である土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）や（議定書の3つの柔軟性）メカニズム、セクター別アプローチ、バンカー燃料等の問題に対する対応策について議論を進展させることができた。そこで今、ドイツ、ボンで2008年6月2日から始まる次回AWG会合へのステージが用意されたことになる。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及び京都議定書のこれまでの経緯

気候変動は持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つとされ、その悪影響は、環境、人の健康、食料安全保障、経済活動、天然資源、物理的インフラにまで及ぶと予想される。人間が作り出す温室効果ガスの地球大気中濃度上昇が気候の変化を招くという点で、科学者の意見は一致している。2007年11月に完成した、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(AR4)は、人間の行動が最近の気候変動に寄与している確率が90%以上であるとし、気候変動の影響はすでに観測され、予測されていることを強調した。また同報告書は気候変動緩和に向けた各種オプションも分析した。

気候変動に対する国際的な政治対応は、1992年の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の採択に始まる。UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度安定化を図る行動枠組を策定する。UNFCCCは、1994年3月21日に発効、現在192の締約国が加盟する。

京都議定書：1997年12月、日本の京都で開催されたCOP 3において、UNFCCCの議定書に関する合意がなされ、この議定書において、先進国及び市場経済移行国は、排出削減目標達成を約束した。UNFCCCでは附属書I締約国と呼ばれるこれらの国々は、2008-2012年（第一約束期間）に、6種の温室効果ガスの合計排出量について、各国が個別の削減目標を設定し、附属書I国全体では1990年比で5.2%減少させるということで合意した。

COP 3後に、各国の排出量の削減法や計測法などを定める規定や運用細則に関する交渉が開始された。このプロセスは、2001年11月に行われたモロッコ、マラケシュのCOP7におけるマラケシュ・アコードの合意により、最終的に決定した。マラケシュ・アコードにより、COP/MOP 1で採択される一連の決定書草案で構成され、議定書の3つの柔軟性メカニズム、報告・方法論、土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）、遵守に関する細則が定められた。

COP 10：アルゼンチンのブエノスアイレスで2004年12月6日-17日に開催されたCOP 10において、2013年以降の複雑かつ微妙な問題に関する非公式交渉が開始された。各種の議論の結果、2005年5月、ボンでセミナーが開催され、気候変動プロセスが直面している幅広い問題の一部について議論が行われた。



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

COP 11及びCOP/MOP 1 : COP 11及びCOP/MOP 1は、2005年11月28日から12月10日、カナダのモントリオールで開催された。COP/MOP 1では、マラケシュ・アコードの正式な採択など、京都議定書の運用細則に関する未決問題について決議がなされた。また、この会議では、気候変動に関する長期的な国際協力についても交渉が行われた。COP/MOP 1では、2013年以降の約束を議論するプロセスとして可能性のあるものが議論され、京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ(AWG)が新たな補助機関として設立された。さらにCOP 11では、UNFCCCの下での長期的な協力に関して、「条約の下での将来の交渉、約束、プロセス、枠組またはマニフェストに予断を与えることなく」検討するため、COP 13までにこの問題に関する「対話」となるワークショップを4回開催することが合意された。

AWG 1及び条約の第1回対話 : 第1回AWG及び条約の対話(Dialogue)は、ドイツのボンでの第24回補助機関会合(SB 24)に合わせ、2006年5月、それぞれ初回会合を開催した。AWGでは「将来の作業の立案」に関して結論書が採択され、附属書I国の更なる約束の意欲レベルとこれらの約束を達成するためのポテンシャルについての共通理解を高めるため、数々の科学的・技術的・社会経済的テーマに関する情報をとりまとめ、分析する必要があると指摘された。

第1回対話ワークショップでは、この対話で協議すべき4つのテーマ分野に関する初期の見解、経験、戦略的アプローチに関する意見交換が行われた。

AWG 2及び条約の第2回対話 : 第2回AWG会合及び対話は、2006年11月、ケニアのナイロビでのCOP 12及びCOP/MOP 2と合わせて開催された。AWGは、会期中ワークショップを開催、緩和ポテンシャルと排出削減の範囲、緩和目的達成を可能にする手法、附属書I締約国による更なる約束の検討という3分野に焦点を当てた作業計画について合意した。

第2回対話ワークショップでは、「持続可能な形で開発目標の進展を図ること」、及び「市場機会のポテンシャルを全面的に実現すること」が議論され、気候変動の経済学に関するスターン・レビューについても議論された。

これと平行して行われたCOP/MOP 2では、議定書9条に基づく同議定書の第1回レビュー(見直し)も行われ、途上国による自主的な約束の承認手順に関するロシア提案も議論された。

AWG 3及び条約の第3回対話 : 2007年5月、ドイツのボンで、AWG 3と対話の第3回ワークショップが、SB 26と合わせ開催された。AWGでは、政策、措置、技術の緩和ポテンシャルに関してラウンドテーブルでの議論が行われ、緩和ポテンシャルの分析に関する結論書を採択、第一約束期間とそれ以降の約束期間との間で間隙が生じることのないよう対話の作業を完了するための予定表の策定でも合意がなされた。

第3回対話ワークショップでは、適応に関する会合、及び技術ポテンシャルの全面的な実現に関する会合等が開催された。またCOP 13で対話ワークショップに関する報告を行った後の手順に関する問題などの議論も始まった。

AWG 4及び条約の第4回対話 : AWG 4の第一部及び最終回となった第4回対話・ワークショップの会合は、2007年8月27-31日、オーストリアのウィーンで開催された。AWGでは、附属書I締約国



による排出削減の可能性範囲及び緩和ポテンシャルが重点的に扱われた。また、IPCC第3作業部会の主要な結論の一部に言及する結論書も採択され、IPCCが評価した最も低い水準で大気中濃度を安定化させるには今後10-15年以内に世界の温室効果ガス排出量がピークに達し、その後21世紀半ばまでに2000年比の半分以下の水準まで減少させる必要があるとの結論についても言及された。AWGの結論書は、このような水準を達成するには、附属書I締約国がグループとしての排出量を2020年までに1990年比25-40%削減する必要があるとの認識を示した。

最終回となった対話ワークショップでは、これまでのワークショップで得られたアイデアがまとめられ、資金問題など全体に関わるクロスカッティングな問題が議論された。また、COP 13以降の次のステップについても協議した。

COP 13、COP/MOP 3及びAWG 4 : COP 13及びCOP/MOP 3は、2007年12月3日から15日まで、インドネシアのバリで開催され、これに合わせてAWG第4回再開会合も開催された。バリ会議の主要議題は、長期的な協力に関するもので、2009年12月のCOP 15までに2013年以降の体制を最終決定するための2年のプロセス、「バリ・ロードマップ」の合意に向けて、多くの時間が費やされた。

条約の下での対話のフォローアップについては、交渉の結果、長期協力に関する総合的なプロセス発足を目指し、2009年までに完結するという AWGLCAを設置することとなった。このAWGLCAで議論されるべき行動促進分野として、COP 13は、緩和、適応、資金、技術という4分野を特定した。また、COP決定書で、各分野で検討すべき問題の非限定的なリストを記載、長期協力行動に関して見解の一致を図るべく議論することが提案された。

第4回AWG再開会合では、その作業計画の見直しが焦点となり、2008-2009年の活動及び会合の概要が策定された。

COP/MOP 3では、2008年末のCOP/MOP 4までに議定書9条に基づく同議定書の第二回レビューを行うための準備作業について議論された。レビューで取り上げるべきいくつかの課題として、クリーン開発メカニズム(CDM)、IPCC AR4、適応、実効性、実施、遵守問題などが挙げられた。また、事務局に対し、準備的なワークショップを企画するよう求めた。

会合報告

条約の下での長期的協力の行動のための第1回会合(AWGLCA 1)及び、国連気候変動枠組条約の京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第5回会合(AWG 5)は、2008年3月31日、開会した。

タイの **Sahas Bunditkul** 副首相は、COP 15に向けて適応策と緩和策に関する総合的な行動を盛り込んだ“魅力的なパッケージ (一括法案)”を交渉する必要があると述べた。

また、アジア太平洋経済社会委員会の **Noeleen Heyzer** 事務局長は、地球規模の結束を呼びかけて、途上国における排出削減と開発目標をともに実現するために先進国からの資金・技術援助が必要であると強調した。

潘基文・国連事務総長は、ビデオ演説の中で、共通だが差異ある責任に基づく環境的に健全かつ長期的な解決策を求め、世界全体の国々を含めた行動と貧困撲滅の間で“デリケートな balan



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1, AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>
ス”を図るよう呼びかけた。



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

COP 13 の Rachmat Witoelar 議長（インドネシア）は、強固で具体的な行動と厳格な実施をもってバリ・ロードマップの道筋をつけてゆかねばならないと強調し、おそらくは中期目標を通じて、地球規模の排出目標を設定し、2009年までの合意達成をめざした取り組みを強化していくことを要請した。

ポーランド環境省の Janusz Zaleski 国務次官は、バンコク会議では成すべきこととその順序、さらに明確にすべき分野、金融機関や企業、市民社会が関連分野でプロセスに貢献するための方法などを特定すべきであると述べた。

UNFCCC の Yvo de Boer 事務局長は、バリの成果によって生まれた大きな期待に応える必要があるとし、AWG の 2 つのプロセスの中で交渉進展をもとめた。一方で、交渉妥結のための時間は限られていると指摘し、AWGLCA 向けの作業計画の重要性を強調した。

AWGLCA 及び AWG は、3月31日（月）に開会にあたっての全体会合を行った。4月1日（火）午前から3日（木）午後までに、AWGLCA では非公式全体会合を開き、バリ行動計画の主要要素に関する意見交換を行った。また、1日から4日には、2008年の AWGLCA 作業計画を検討するための非公式な草案会合が開かれ、4日（金）深夜をまわった頃に行われた閉会会合の場で作業計画が採択された。4月1日から3日には、排出削減目標を達成するための方策について検討するための AWG 会期中ワークショップが開催された。また、3日午後には、AWG 結論書について意見交換を行うコンタクトグループが開催され、非公式協議の中で結論書がまとめられ、4日に採択された。本レポートでは、排出削減目標を達成するための方策について検討するための AWG 会期中ワークショップの内容を含め、AWGLCA 1 及び AWG 5 の議論及び結論をとりまとめる。

長期的協力の行動のための特別作業部会 (AWGLCA)

AWGLCA 第1回会合が、2008年3月31日午後、Luiz Machado 議長(ブラジル)および Michael Zammit Cutajar 副議長(マルタ)の下、開会した。Machado 議長は、合意に向けてしっかりとした土台を築くため一歩ずつ前進していく必要があると述べた。議題及び作業構成(ワークショップ日程・内容等)が採択された(FCCC/AWGLCA/2008/1)。また、より多くの参加を得るため、非公式な全体会合を主に開催していくことで合意が得られた。さらに、開会のステートメントは、作業計画の策定に関する議題項目の下でのみ行われることにするという合意があった。

スイスは、環境十全性グループの立場から、AWG 間の連携を強調し、協力の必要性を述べた。

作業計画の策定: AWGLCA の作業計画の策定に関する議題項目は31日午後のプレナリーで最初に取り上げられ、Machado 議長が関連文書を紹介した。(FCCC/AWGLCA/2008/2、FCCC/AWGLCA/2008/Misc.1、Adds.1-3)

米国は、経済的に持続可能であり、かつ持続可能な開発と整合性を持たせた有効な成果

を求めた。アンティグア・バーブーダは G-77/中国の立場から、アルジェリアはアフリカ・グループの立場から、AWGLCA は条約と議定書の下での現行の約束の実施を強化することに専念すべきであるとし、共通だが差異のある責任について強調する発言を行った。サウジアラビアは「責任のバランスの問題を含めて、枠組条約に優先したり、あるいはそれに取って替わったりするような条約は存在していない」と指摘した。アルゼンチンは、歴史的な寄与分と現在の状況が考慮されるべきであり、長期目標を推進しながら短期的な措置を講じることが必要であると述べた。

G-77/中国、スイスなどは、構成要素が等しく重要であると強調した。また、G-77/中国などは、反復的な作業計画を求めた。オーストラリア、欧州共同体 (EU) の立場からスロベニア、ノルウェー、小島嶼国連合 (AOSIS) の立場からサモアなどが、今年、すべての要素に対処する案を支持し、各会合で 4 つの構成要素すべてを検討することを要請した。その後、1 日 (火) から 3 日 (木) 午後までに行われた 5 回の非公式全体会合で、バリ行動計画の主な要素について討議された。作業計画に関する結論書の草案作成のため、Machado 議長が座長となって 1 日夕方から 4 日遅くまで非公式グループによる議論が行われた。AWGLCA 閉会の全体会合が 5 日未明に行われ、結論書が採択された。

このレポートでは、まず、非公式全体会合で行われた、バリ行動計画の主な要素に関する議論を総括した後、2008 年 AWGLCA 作業計画の採択に至るまでの交渉内容をまとめることとする。

共有のビジョン (Shared Vision) : 4 月 1 日 (火)、2 日 (水) 午前には、AWGLCA 非公式全体会合で、“長期協力行動に向けたビジョンの共有”について、バリ行動計画の中のグローバルな長期的排出削減目標を含めて、どのような意味をもっているのか意見を交換した。主な課題として議論されたのは、共有されたビジョンの性質、グローバルな目標、緩和の約束、適応、および、AWGLCA の作業計画に含めるべき活動についてである。共有されるビジョンの性質については、オーストラリアが、韓国などの支持を受け、共有されたビジョンは、法的拘束力をもつもの (legally binding) というよりも、むしろ願望 (aspiration) の表明とすべきであると述べた。ブラジル、フィリピン、キューバ、インド、中国、モルジブが、後発途上国 (LDCs) の立場から、またその他の国も、共有されたビジョンとは何かを定義する上で、条約の原理原則と約束が重要であると強調した。EU は、条約の第 2 条 (目的) は不十分であると述べ、AOSIS は、科学の進展という観点から第 2 条を運用させることが課題であると述べた。

グローバルな目標については、EU、ブラジル、日本、キューバなどが、グローバルな長期目標を設定する必要があると指摘した。EU は、附属書 I 国の排出削減目標として、2020 年までに 30%、2050 年までに 60-80% の削減を提案した。ブラジルは、責任分担と歴史的責任について強調した。インドは、議定書に批准していない締約国も含めたすべての先進国が共通の約束を設定することが、途上国の行動のための前提条件であるとし、排出権の

公平分配と収束 (equal distribution and convergence) を求めた。サウジアラビアは、長期目標の定義には、ボトムアップ型のアプローチが必要だと述べた。米国は、社会経済的な情勢変化や、現在の排出量、排出トレンドによって、締約国間で差別化を図るよう求めた。

アフリカ・グループは、適応と緩和、およびアフリカ地域や小島嶼国開発途上国(SIDS) および後発開発途上国 (LDCs) の特殊なニーズを公平に扱うことが重要だと強調した。バングラデシュ、ガーナ、エジプトなどは、適応の手順・手続き (protocol) を策定することを支持した。

緩和: 4月2日(水)のAWGLCA非公式全体会合では、緩和関連の討議が行われた。数名の参加者は、先進国と途上国は明確な責任を担うべきであると述べた。ブラジルは、南アフリカの支持を受け、先進国が排出量を削減し、途上国は排出量の伸びを少なくするためのアクションを講じるべきだと説明し、この区別は(排出量の)測定・報告・検証(MRV)にも適用すべきだと明言した。中国とブラジルは、途上国においては国別にMRVを実施すべきだと強調。ブラジルと南アフリカは、途上国のアクションに対する国際的なインセンティブと現行のアクションに対する認識が必要であると強調した。インドは、衡平性、収束、緩和に対する排出パラダイムについて詳しく述べた。

日本は、セクター別アプローチを採用して中期的な国別目標を設定することが必要だと呼びかけ、それがこれまでの数値目標から切り替えるものではなく、先進国と途上国とで内容が異なるものになるのだと強調した。AOSISは、先進国向けのセクター別アプローチは、国別目標に照らして検討すべきであると述べた。米国、EUなどは、セクター別アプローチという考え方をさらに模索していくという案を支持した。アルゼンチン、オーストラリア、米国、EU、ロシアは、差別化のためにどのような基準が考え得るか検討することを提案した。EUは、先進国と途上国の取り組みを比較することができるのかパラレルで議論を行い、今後、MRVについてさらに模索していく案を支持した。

G-77/中国は、先進国間で“取り組みの比較可能性”について明確にすべきであるとし、ブラジルなどの国々が「これは京都議定書・非締約国にとって特に重要なことだ」と述べた。サウジアラビアは、対応措置に係わる経済・社会的影響について検討すべきだと強調し、ガーナが温室効果ガス(GHGs)対象リストを拡大することを検討することを求めた。

適応: 4月2日(水)、適応関連の問題について、非公式全体会合で議論された。ザンビアは、適応の行動を緩和と同レベルに持っていくべきだと呼びかけた。中国は、緩和よりも適応に重点を置くべきだと述べた。ベネズエラは、この問題を総合的に取り上げるよう求めた。数名の参加者は、脆弱な国々や地域について重点を置く必要があると強調した。G-77/中国は、適応への資金不足と特に条約以外のプログラムと基金の分断化に対する懸念を表明した。南アフリカなどが、作業重複の回避と実施の重点化が必要であると強調、資金メカニズムの簡素化と制度枠組みについて再検討することを提案した。ニュージーランドは、事



務局が適応活動に対する棚卸し評価を実施するよう提案した。

ザンビアは、国家主導型アプローチを提唱した。日本は、適応に関する企画立案は開発計画に組み込むべきであるとし、援助間の協力が必要であると提唱した。トーゴと中国は、資金・技術のニーズについて強調した。インドなどは、適応のための課税をすべての京都メカニズムに対して対象を拡大し、他の金融商品をつくっていくべきであると提案した。

オーストラリアは、適応への融資を評価するためにさらに分析を行うとの作業案を支持した。AOSISは、SIDsに対する気候の影響について経済レポートを作成することを提案し、LDCsとともに、条約の下での適応基金の創設を提唱した。サモアは、先進国からの拠出金による保険プール制度を立ち上げることを提案した。

米国は、予想される影響と適応力に基づく国家間の差別化案を支持した。パラオは、地域に適した技術とベストプラクティスに移転し、現地のコミュニティに対する情報の伝達を提唱した。

コスタリカは、国際防災戦略のような、他の関連プロセスについて検証することを求めた。サウジアラビアは、気候変動と対応措置の両方に対する回復力 (resilience) について取り上げるワークショップ開催案を支持した。

技術: 4月3日(木) 午前の非公式全体会合で技術に関連した問題が取り上げられた。G-77/中国は、緩和と適応の両方に対する技術、資金、国際協力について強調した。ガーナは、革新的なメカニズムやインセンティブの重要性を強調し、ブラジルなどの国々とともに、南北協力ならびに南南協力が必要であると述べた。ウガンダは、政策と政治的意志が必要とし、アルゼンチンの支持を受け、適応技術の移転における南南協力の促進を要請した。中国は、革新的な資金メカニズムと途上国に優先的な技術移転促進に向けて先進国による環境技術の買入れが必要であると強調した。パキスタンは、技術移転に対する迅速な手続きを求め、南アフリカは、増分コストと市場メカニズムの役割について強調した。

ブラジルは、既存技術を検討し、途上国における技術研究の実施を要請し、カナダとともに、その他の国際フォーラムでの経験を分析することを提唱した。EUは、国家のニーズに基づく国際枠組みの強化が必要であると指摘した。日本は、セクター別アプローチについて強調した。

キューバ、インド、タンザニア、インドネシアなどは、知的所有権(IPR)問題への対応を求めた。サウジアラビアは、世界貿易機関(WTO)の貿易関連の諸側面に関するTRIPs協定を踏まえて“強制的なライセンス供与 (compulsory licensing)”について言及、これが気候にやさしい技術にアクセスするための一つの選択肢であるとし、そうした技術については必ずしも特許を取得させるべきではないと示唆した。米国は、IPRは技術移転の“障害”ではなく“触媒”であるとし、IPR制度を活用してきた国々がまさにIPR批判を繰り返しているとの見方を示した。中国は、先進国が技術移転に関する約束を果たす上で、IPRが根本的な障害となってはならないと述べた。



Earth Negotiations Bulletin

AWGLCA1,AWG5

<http://www.iisd.ca/climate/cwgl1>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

バングラデシュ、シエラレオネ、東ティモール、モルジブ、タンザニアなどが、キャパシティビルディングについて強調。シエラレオネ、ウガンダ、東ティモールが、各国固有の状況について強く述べた。スイスは、技術移転の前提条件は明確な政策と自己評価であると指摘した。ベラルーシは、技術移転も附属書 I 国の懸念であると述べた。

オーストラリアは、条約を離れたところで技術移転を検討すべきだと述べ、このプロセスの中に、技術移転に関する専門家グループや産業界、研究者らをもっと取り込むよう要請した。南アフリカは、作業重複を回避する必要性について強調した。米国は、環境関連の商品・サービスに対する関税および非関税障壁の撤廃について強調した。エジプトは、民間部門をいかにして自主的に関与させていくか検討するようことを求めた。

インドネシアは、パフォーマンス指標と革新的な融資の整備を求めた。メキシコ、インドネシア、インドは、条約の下で、見通しを立てられ、拡大縮小も可能な先進国からの拠出金により多国間ファンドを設置し、透明かつ包括的な統治機構を整備することを提案した。アルゼンチンは、"オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書"を実施するために設置された多国間ファンドにおけるプラスの経験について強調した。アンティグア・バーブダは、ODA の増額によって、技術に対する資金源について見通しが立てられるようにすべきであると主張した。トルコは、技術移転基金の設置案を支持した。

EU は、金融と技術とのリンクについて強調し、資金供与に関するツールボックスを提唱、炭素市場と実現することを可能にする環境が不可欠だと述べた。スイスは、特に CDM などの既存の手法の重要性を強調した。韓国は、市場メカニズムや民間部門のイニシアティブ、予測可能な投資環境の役割について強調した。エジプトは、新たな融資メカニズムの構築と CDM などの既存メカニズムの改善を求めるとともに、技術移転を促進するような適応の手順・手続きについても支持を表明した。

資金: 4月3日(木) 午後の非公式全体会合の場で資金関連問題が討議された。参加者は、資金源、メカニズム、適応のための資金的ニーズ、同時並行的な金融イニシアティブ、そして作業計画に含めるべき活動に関する諸問題について討議した。

G-77/中国などの国々は、資金をもっと潤沢にし、アクセスしやすくすべきだとし、資金を動員するためのメカニズムを整備する必要があると述べ、G-77/中国とともに、条約の下にアンブレラ組織として多国間ファンドを設置するよう提案した。

資金問題については、米国が「民間部門が資金の多くを生み出している」とし、「米国の適応融資に関する二国間イニシアティブについて述べた。南アフリカは、簡単に資金にアクセスできるような一つの手法に資金を統合するという案を支持し、民間ではなく公的融資こそが主な資金策であるべきだと述べた。中国は、先進国が途上国向けに資金供与するために、条約の下で先進国の法的責任を果たすべきであると述べた。

G-77/中国は、並列的な金融イニシアティブへの懸念を表明する一方で、米国や日本はそれぞれの国内イニシアティブについて強調した。日本とスイスは、任務の簡略化と資金メ



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

カニズムを共存させることに関する目標を支持した。

AOSIS は、特に沿岸地域におけるいくつかの適応オプションのコストが高いと言及し、「汚染者負担の原則」に基づいた、条約の下での適応基金の創設を提案した。LDCs は、既存の融資は不十分であるとし、LDCs は特に国別適応行動計画（NAPAs）の整備および更新と実施について緊急な適応のニーズがあると強調した。バングラデシュは、適正かつ予測可能で持続可能な融資、ならびに新たな追加的資金源を要請し、CDM に対する 2% の課徴金だけでは不十分であると述べた。

AWGLCA の作業計画: 2008 年 AWGLCA 作業計画の内容は、3 月 31 日午前と 4 月 1 日午後に行われた締約国の開会ステートメントの中で最初に言及された。詳細についての交渉は、Machado 議長が座長を務めた 4 月 1 日夕方から 4 日深夜に行われたクローズドの非公式草案作成会合と小部会での会合の中で行われ、2008 年の作業計画に関する結論書が採択されたのは、5 日未明の AWGLCA の閉会全体会合の場であった。

3 月 31 日（月）と 4 月 1 日（火）に行われた開会ステートメントでは、何をもって作業計画の主要要素とするのかという各参加者の見解が述べられた。多くの参加者は、構成要素がそれぞれ等しく重要であると強調し、構成要素のすべてを各会合で議論することを求めた。また、作業計画は繰り返し反復して使えるようなものにすべきだという意見が述べられた。G-77/中国と米国は、2 つの AWG 会合を別個の並列的なプロセスとして維持する必要があると強調する一方で、スイス、カナダ、オーストラリアなどの国々は両者の相互関係について強調した。

また、今後の会合でどのような問題を取り上げるべきかという点でいくつかの提案があった。論点として取り上げられたのは、共有のビジョン、中期・長期目標、2013 年以降の枠組みに関連する法的問題、土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）、セクター別アプローチ、測定・報告・検証（MRV）、炭素回収貯留（CCS）、技術に関する諸問題、リスク管理と保険、等の問題である。

非公式全体会合での意見交換の際には、数名の参加者よりバリ行動計画の主要要素についてワークショップ開催の提案があった。多くの参加者は、共有のビジョンに関するワークショップの必要性について確認した。EU は、COP 14 で、本件に関するワークショップとラウンドテーブル、ハイレベル協議を実施することを提案した。EU、中国、ベリーズ、パナマ、サウジアラビア、AOSIS などは、適応に関する個別のワークショップをいくつか実施することを提案。日本をはじめとする国々が、セクター別アプローチに関するワークショップ開催を提案した。米国は、技術オプション、利用可能性、コストに関するワークショップ開催案を出した。いくつかの途上国が、先進国による緩和の取り組みについて比較検証するワークショップを開催するよう提唱した。サウジアラビアは、対応措置の経済的・社会的影響に関するワークショップ開催を提起した。また、数名の参加者が技術移転および資金に関するワークショップ開催を提案していた。



4月1日から4日夕方までの非公式な議論の中で、Machado 議長の結論書草案、および予定表と議題案、各会合の具体的な活動リストが表記された付属書 (annex) の中に盛り込まれた 2008 年作業計画について話し合いが行われ、各会合 (session) で 4 つの構成要素すべてと共有のビジョンについて討議し、COP 14 で振り返って検証を行うということで合意に至ったが、提案されたワークショップの開催時期とその方式、内容に関する部分に議論が集中した。

そのなかで最も論議を呼んだ問題のひとつが、セクター別アプローチに関するワークショップ案と作業計画の中でのタイミングだ。日本は、AWGLCA 2 の会期中にセクター別アプローチのワークショップを開催するという案を支持していたが、途上国の一部が 2008 年内にそうしたワークショップを開催することに反対の意を唱え、2009 年まで議論を持ち越しとすることを提案。長丁場にわたる折衝の末、AWGLCA 3 で、共同で行う“セクター別アプローチ”と“セクター別のアクション”に関するワークショップを開催するという合意となった。

もう一点、物議を醸すことになったのは、様々な取り組みの比較可能性の問題と MRV についてのワークショップを開催すべきか否かという問題である。バリ行動計画に関わる、パラグラフ 1b(i) (先進国の約束あるいは行動のための取り組みの MRV と比較可能性)及び、パラグラフ 1b(ii) (途上国の行動のための MRV) に関する問題を、個別に検討すべきか、1 ワorkshopの中でまとめて検討すべきなのかという点で、各国の意見が分かれた。一部の途上国がワークショップ 1 つで 2 つの問題を取り上げることに反対を示す一方、一部の先進国が 2 つの問題を結びつけて考えるべきだと主張。4 日 (金) 夕方の長丁場にわたる協議の結果、MRV と取り組みの比較検証に関する特別な活動は 2009 年まで延期することとなった。また、バリ行動計画のすべての要素については、2008 年中に行われる今後の各会合で取り上げるということが保証された。

さらに、長期協力行動に向けた“共有のビジョン”に関するワークショップのタイミングについても議論された。当初、EU がこのワークショップを AWGLCA 2 で開催し、ポーランド・ポズナニで開催予定の COP 14 で閣僚級ラウンドテーブル会合を行って本件について議論するとの案を提起していた。しかし、途上国が明確にしておくべき問題は他にあるとして、そのようにプロセスの早い時期にこうしたワークショップを開催することに反対。結局、共有のビジョンに関するワークショップは、ポズナニの AWGLCA 4 会期中にワークショップを開催することとなった。

また、資金、技術、森林減少および劣化による排出量の削減 (REDD)、研究開発、リスク管理とリスク緩和の戦略などに関するワークショップの開催についても合意が見られた。5 日 (土) 零時を回った直後の閉会全体会合で、Machado 議長が結論書草案を提起。その後、会議場ホールで行われた協議に続いて、AWGLCA の作業計画について留意するため、関係する政府間プロセス、産業界、研究者、市民社会などを招き、文言を明確にするとい



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

うことを議長が提案し、参加者がそれに賛同した。

中国は、MRV を含めてバリ行動計画のすべての要素を明確にするということが本会合報告書のレポートに明記されたすべての会合の議題に上ると明記すべきであると主張したが、Machado 議長は「公式に記録として残すための説明が入り、議長の概要報告書の中で記載されることになる」と指摘した。

AWGLCA結論書:AWGLCAは、結論書(FCCC/AWGLCA/2008/L.2)において、下記の項目などを記載する：

- AWGLCA は、バリ行動計画が AWGLCA に託した全項目において、一貫性のある、包括的かつ透明性のある形での進展を図るべく作業を行うことで合意し、各会合の作業に全項目を含めることで合意する
- AWGLCA は、COP 15 での合意達成を実現するため、交渉に十分な時間をとる必要があると認識する
- AWGLCA は、遅くとも 2008 年の第 4 回会合までに 2009 年の作業プログラム策定を終了することで合意する
- AWGLCA は、バリ行動計画に示された項目の理解を深め、明確化するため、ワークショップおよび他の活動を通して作業を容易にする必要があると認識する
- 事務局に対し、バリ行動計画に示された問題に関係して条約の下で進められる作業に関する情報覚書を完成させ、提供するよう求める
- 他の関連する政府間プロセス、ビジネス、研究者社会、市民社会に AWGLCA の作業プログラムに留意するよう求め、それにより、他組織の成果および見識を踏まえたプロセスにするよう求める。

また、結論書の中に、今後 3 回の AWGLCA 会合での活動予定を示し、バリ行動計画の 5 つの要素全てを各会合の議題として取り上げると規定する附属書を添付する。

本附属書には次のワークショップを掲載する：

- AWGLCA 2 : NAPAS、投資および資金の流れを含めた資金面および技術面での適応の進展；技術開発、展開、普及、移転に関する問題
- AWGLCA 3:REDD および LULUCF を活用する政策手法およびプラスのインセンティブ、協力的セクター・アプローチ、部門別の行動
- AWGLCA 4: リスク共有および移転メカニズムなどリスク管理およびリスク緩和の戦略、現在のそして新しい革新技術の研究開発に関する協力、長期協力行動に関する共通ビジョン

閉会プレナリー：土曜日早朝の 0 時半、AWGLCAの閉会プレナリーが開催された。スイス



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

は、その他の議題の中で、UNFCCC事務局長に対し、国連機関との調整を図ったことへの感謝を表明、この協力はバリ行動計画と一致すると主張した。締約国は、会合報告書(FCCC/KP/AWGLCA/2008/L.1)を、改定することなく採択した。また結論書(FCCC/KP/AWGLCA/2008/L.2)も採択した。

議長のマチャドは、バンコクでのAWGLCAの作業を慶し、作業プログラムの合意は、バリ行動計画の今後の議論を形作ると指摘した。同議長は、午前1時、閉会を宣言した。

附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

AWGの第5回会合第1部は、2008年3月31日月曜日、Harald Dovland(ノルウェー)を新たな議長とし、Mama Konate(マリ)をAWG副議長に迎えて開催された。Dovland議長は、排出削減目標の達成方法に関し分析し、結論を得ることが2008年のAWGの課題であると、これには柔軟性メカニズム、LULUCF、対象となる温室効果ガスのバスケットおよび部門が含まれることを強調した。締約国は議題書(FCCC/KP/AWG/2008/1)を採択した。スイスは環境十全性グループの立場で発言し、両AWGsの結びつきを強調、協力が必要であると主張した。

各諸国グループは、月曜日朝のプレナリーで開会ステートメントを発表した。アンティグア・バーブーダはG-77/中国の立場で発言、AWGsの法的な権限を強調し、AWGと新しいAWGLCAプロセスとを結び付けようとする動きに懸念を表明した。カナダは、AWGとAWGLCAとの結びつきを強調し、両プロセスの協調を図るよう求めた。ブラジルは、AWGが成功するかどうかは、附属書Iの約束に焦点を当てられるかどうかにかかっていると指摘した。

アルゼンチンは、将来の附属書Iの約束においても、京都議定書を土台とし、それを強化するべきだと主張した。ベネズエラは、既存の法的枠組に関し新たに交渉する必要はないと指摘した。モルディブはLDCsの立場で発言、附属書Iの排出量を2020年までに1990年比25-40%の範囲で削減する必要があることを強調した。バングラデシュは大幅な削減を求め、サモアはAOSISの立場で発言、温室効果ガス(GHG)の濃度を、450ppmを大きく下回るレベルで安定化させるべきだとして、議定書に新たなガスを含めるよう提案した。ニュージーランドは、新しい約束で合意する前に規則を改善し、最終決定するべきであると述べた。中国は、規則を変更する場合には、25-40%とされる附属書Iの排出削減量範囲を増やすべきだと主張した。日本は、世界規模の排出削減を実現する上でのセクトラル・アプローチの可能性に注目し、ニュージーランドは、数量目標に加えて別な約束の形を検討することに支持を表明した。中国は、セクトラル・アプローチは目標に代わるものではないが、目標を達成する手段の1つとして活用できると述べた。

日本、ツバル、EUの立場でスロベニア、他のいくつかの締約国は、国際航空および海上輸送の排出量について考える必要があると指摘した。オーストラリア、ニュージーランド、

アイスランド、その他は、LULUCF および柔軟性メカニズムに関する規則の再検討を求めた。オーストラリアは、特に吸収源、CCS、新規植林および再植林に関するメカニズムの範囲拡大を提案した。インドネシアは、CDM の規則再検討の必要性を指摘し、マレーシアは、CDM での手順の複雑さと取引費用の高さについて議論するよう提案した。ツバルは、割当量単位(AAUs)の競売入札を提案した。

気候行動ネットワークは、産業部門における排出削減を、LULUCF など他の部門での排出削減で置き換えるべきではないと主張、生物多様性および原住民の権利保護の必要性を強調した。国際労働組合総連合は、締約国に対し、排出削減目標の社会的、経済的側面を考慮するよう求めた。

排出削減目標達成方法の分析： AWG 5 第 1 部では、排出削減目標達成方法の分析、およびこれらの効果を促進する方法および持続可能な開発への貢献度を高める方法を明らかにすることが議論の中心であった。この議題は、月曜日のプレナリーで最初に取り上げられ、AWG 議長のDovlandは、議定書に規定された附属書I締約国による排出削減目標を達成する方法に関して、規定を示した文書(FCCC/KP/AWG/2008/INF.1)および締約国が意見および情報示した文書 (FCCC/KP/AWG/2008/MISC.1 and Add. 1-3)を提出した。AWGは、火曜日朝から木曜日朝まで、排出削減目標達成方法に関する会合期間中ワークショップを開催した。このワークショップにおいては柔軟性メカニズム、LULUCF、GHGs、部門および排出源、セクトラル・アプローチに関するセッションが開催された。

木曜日午後、コンタクトグループは、排出削減目標達成方法に関するワークショップおよび AWG 結論書について意見交換を行った。Dovland 議長は、その後、会合で策定された AWG 結論書を最終決定するため、非公式協議を行った。

本報告書では、最初に会合期間中ワークショップにおける排出削減目標達成方法に関する議論を総括し、次にこの第 5 回会合第 1 部での AWG 結論書採択にいたる交渉についてまとめる。

会合期間中ワークショップ：柔軟性メカニズム：火曜日、排出量取引およびプロジェクトベースのメカニズムに関する問題に焦点を当てる会合期間中ワークショップが開催された。最初の一連のプレゼンテーションでは、京都メカニズムの概要が紹介された。UNFCCC 事務局の Andrew Howard は京都議定書の柔軟性メカニズムに関する法的根拠について説明し、その上で関連する COP/MOP 決定書草案について説明した。同氏は、附属書 I 締約国中 6 カ国が適格性基準を満たしており、他の大半も 4 月末までにはこれに続く見込みであると指摘した。

IPCC 第 3 作業部会の統括執筆責任者である Dennis Tirpak は、炭素価格設定の可能性、緩和コスト削減の可能性、技術に対する投資促進など、市場メカニズムに関する IPCC の評価を披露した。

国際排出量取引協会の Henry Derwent は、炭素市場が、金銭の流れという意味でも、ま



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

た排出削減の意味でも、急速に成長していることを強調した。また同氏は、排出量を削減し、CDM 承認プロセスの障壁を解消する上での炭素市場の効果について論じた。

次の一連のプレゼンテーションでは、排出量取引に焦点が当てられた。欧州委員会の Artur Runge-Metzger は、EU 排出量取引で学んだ教訓について論じ、2013 年以降では排出枠を競争入札にかけることを指摘、加盟国には収入の 20%を緩和と適応に向けるよう要請していると述べた。

ニュージーランドの Mark Storey は、同国のキャップアンドトレードスキームの草案を紹介、2013 年までに森林や農業部門を含めた全ての部門とガスを対象とすると述べた。

その後の議論の中で、カナダは、市場メカニズムの拡大と規則の明確化への支持を表明した。ニュージーランドは、透明性の確保と約束期間リザーブの再検討を提案した。タンザニアは、他の革新的な市場メカニズムの可能性に注目した。

第 3 のプレゼンテーションは、CDM および共同実施という柔軟性メカニズムが中心であった。CDM 理事会議長の Rajesh Sethi は、CDM における主要課題として、環境の十全性、高い費用効果、透明性、合理的な時間枠、正確な算定のためのインセンティブを確保する必要性を挙げた。

共同実施(JI)監督委員会議長の Georg Borsting は、129 件の JI プロジェクトの大半がロシア連邦、ウクライナ、ブルガリアでの、再生可能エネルギー、メタン、エネルギー効率に関するものであると指摘した。同議長は、2013 年以降の JI の継続性には疑問が残ると述べた。

国連開発計画の Martin Krause は、民間および各国国内の公的資金、政府開発援助、開発銀行など複数の資金供給源と CDM との整合性を図る必要があると指摘した。

CDM の 2013 年以降に関して、中国は、効率、簡素化、透明性、確実性、環境上の十全性が必要であることを強調した。同代表は、技術移転における CDM の役割を強化するよう求め、特定のプロジェクトタイプにおいては追加性試験を排除し、ホスト国の役割を強化するよう提案した。

日本は、現在の CDM は排出目標を持つ締約国と持たない締約国間で行われているが、2013 年以降ではこの CDM の本質から見直す必要があることを強調した。同代表は、オーストラリアの見解に応じて、この点も追加性基準に影響すると述べた。同代表は、プロジェクトの地理的な分布、ならびに原子力、CCS、エネルギー効率のプロジェクトを検討すべきだと述べた。

タンザニアは、持続可能な開発の基準、資金的追加性の要求など、CDM 規則の簡素化および再検討の必要性を強調した。同代表は、アフリカにおける REDD の可能性も強調した。ウクライナは、ウクライナでの JI プロジェクト実施を容易にする法制に焦点を当て、ウクライナ政府にとっては外国から排出削減事業への投資を呼び寄せることが最優先であることを強調した。EU は、途上国の中でも発展している国は、オフセット以上の行動をとるべ



Earth Negotiations Bulletin

AWGLCA1,AWG5

<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

きだと述べ、敗者なしのセクター・クレジット・メカニズムの探求を提案した。また同代表は、2013年以降でもJIは役割を果たすべきだと述べた。

ツバル、その他は、追加性基準を緩和しCDMの拡大化を図るとの提案に懸念を表明、環境上の十全性を守ることの重要性に注目した。ツバルは、現実の追加的で検証可能な排出削減を実現する必要があると述べた。同代表は、AAUsを競売入札にかけ、低排出量諸国の歳入源とするほか、アクセスの可能性や地理的な配分の規則も再検討するよう提案した。

韓国は、エコ志向の投資および技術呼び込むためのCDMの範囲拡大に支持を表明した。インドネシア、ベニン、コンゴ民主共和国は、CDMの吸収源プロジェクトが少数であることについて議論するよう求めた。セネガルは、魅力的な炭素価格の重要性に注目、ブルキナファソは、炭素価格が少なくとも20ドル程度でなければ、吸収源プロジェクトは魅力を欠くと述べた。ベニンは、CDMプロジェクトの地理的分布改善の必要性を強調、ニュージーランドは、プロジェクトの地理的な分布および部門別の分布を確保することの困難さを警告した。

ロシア連邦は、柔軟性メカニズムが成功するかどうかは、各国の事情によることを強調した。ブラジルは、次の約束期間でもLULUCFプロジェクトの適格性基準は現在のままとするよう提案し、CDMにCCSを含めることには反対を表明、プログラマチックCDMは、相当量の認証排出削減量を生み出す「機会の窓」を開くものと指摘した。

カナダは、セクター・アプローチの検討を支持し、CDMでは複数のプロジェクトに利用できるベースラインを確立し、LULUCFでは規則の簡素化を図るよう提案、理事会が将来常設組織になる可能性を指摘した。アルゼンチンは、資金、技術移転、登録プロジェクトなどの問題を議論するため、地域別の構成に関するCDMの第3者評価を行うよう求めた。

南アフリカは、炭素価格に関する新たなアプローチの影響について考える必要があることに注目した。EUは、欧州のGHG排出量全量をオフセットする決定がされても、世界の排出量を求められるだけ削減するにはいたらないと述べた。ベラルーシは、第二約束期間に沼地の再生も含めるよう提案した。

議長はDovlandは、主要な要素として次のものなどを挙げた：全ての締約国が第二約束期間での柔軟性メカニズムの継続利用を支持している；一部のものは、炭素市場へのアプローチを拡大し、共通の炭素価格を設定することを希望した；技術移転、資金調達、キャパシティービルディングなどで柔軟性メカニズムを補うべきである；炭素価格を動かすには、厳格な排出削減目標を採用し、市場に強力なシグナルを送るべきである。また同議長は、排出量取引に関し、AAUsを競売入札にかけることで適応資金の調達を促進できるとの提案があったことも指摘した。

同議長は、プロジェクトベースのメカニズムに関し、環境の十全性と追加性要求を保持し、持続可能な開発に貢献させるとの提案があると指摘した。一部の締約国は、CDM規則



の簡素化を提案、より多くの LULUCF 活動を対象に加え、キャパシティビルディングの強化と可能な環境を整備することで地理的な不均衡を是正するとの提案もあると述べた。議定書 9 条のレビューとの結び付きも指摘された。同議長は、締約国が提起した新たな問題の中には、セクタープログラム、敗者なしのセクター・クレジット、現在の市場メカニズムの拡充があると述べた。

土地利用・土地利用の変化・林業：LULUCF 関連の問題は、水曜日の会合期間中ワークショップで議論された。UNFCCC 事務局の Maria José Sanz は、議定書の LULUCF 関連の条項および決定書の概要を紹介した。

国連食糧農業機関の Peter Holmgren は、算定をモニタリングし、森林モニタリングでは気候変動問題と他の環境問題のシナジーを図る必要性を強調した。

IPCC の Jim Penman は、京都以前に指摘されていた森林管理に関する懸念の多くで科学的な進歩があったと指摘した。同氏は、LULUCF を REDD の概念で考えるよう提案、CDM 吸収プロジェクトに関する規則の簡素化、伐採木材製品 (HWP) の取り扱い、恒久性のリスクについては平均の期間を長くとり、あるいは喪失の可能性を考え吸収分の評価を控えめにすることを提案した。

日本は、自国の経験を披露、吸収に関する政策措置を強化した結果、より広範な参加を得、製品およびバイオマスの利用が拡大したことを強調した。

EU は、算定規則を再検討し、マイナスのインセンティブを招くことなく簡素化し、持続可能なバイオマスからエネルギーおよび HWP 用途への転用を強化するよう提案した。

ニュージーランドは、自国の排出量取引スキームに LULUCF を組み入れた際の経験について論じ、議定書の下での LULUCF の規定は再検討されるべきであり、特に土地利用変化に関する規定は、ニュージーランドでの土地利用の動向に大きく影響するほか、森林管理規則の実施可能性にも影響すると指摘した。

カナダは、3 つの重要な強化項目を提案した、すなわち、持続可能な土地管理のためのインセンティブの構造改善、炭素貯留量のライフサイクル評価、人為的な排出および除去への注目である。同代表は、LULUCF 小グループでこの問題を議論するよう提案した。

オーストラリアは、LULUCF での新たな緩和オプションの道を閉ざすべきではないと指摘、マイナスのインセンティブを呼ぶことなく簡素化をはかるため、現在の規則の再検討を希望した。同代表は、より正確な算定を可能にする効果の高いモニタリングシステムが利用可能となっていると述べた。

ツバルは、現在の規則や原則を改定しないよう求め、管理された土地および管理されていない土地に関する IPCC のガイドラインは再検討する必要があるかもしれないと述べた。同代表は、CDM の活動をこれまでどおり新規植林と再植林に絞るべきだと述べた。

ブラジルはツバルを支持、3.4 条 (追加的な人為的活動) に基づく活動が拡大されるなら、人為的な炭素貯留量の変化と自然の変化に関する理解を深めるため、「要素抽出」問題を再



評価するよう IPCC に求めるべきだと述べた。

議定書 3.3 条、3.4 条、3.5 条に記載される LULUCF の中で、附属書 I 諸国に関わる部分についての議論では、中国が、第二約束期間での大幅な改定に反対し、LULUCF に関する規定は附属書 B 諸国のみに適用されるべきだと主張した。ツバルは、LULUCF の規則と約束の水準との政治的な結びつきを求めた。マレーシアは、森林管理など規則の合理化と強化を図るよう求めた。同代表は、泥炭地からの除去量と矛盾することのない標準化規則を提案、REDD とのリンクの可能性を指摘した。ロシア連邦は、より簡素で効率的なインベントリ手順を支持した。

ウガンダは、CDM における LULUCF について、規則の改定を支持、森林における緩和の便益と社会経済の発展に言及した。ブラジルとサモアは、CDM の環境十全性が損なわれると警告、オーストラリアとスイスは、高い環境上の成果を保持する一方で、規則の簡素化を図ることは可能だと主張した。ベニンとセネガルは、森林の役割とアフリカ諸国の炭素市場参加との関連性を強調した。

国際環境センター (Global Environmental Centre) および湿地帯インターナショナル (Wetlands International) は、LULUCF 部門で泥炭地の管理が果たせる役割を評価するプロセスを提案した。国際気候行動ネットワークは、LULUCF 部門において、生物多様性の保護と原住民の保護を図るよう求めた。

Dovland 議長は、主要要素の議論を総括し、LULUCF が最も複雑な問題の一つであると述べ、決定書 16/CMP.1 (LULUCF) に示す原則を継続して適用し、環境の十全性を確保するという点では意見が一致したとの認識を示した。第二約束期間の規則に関し、同議長は、LULUCF と農業を包括する手法を求める意見もあれば、第一約束期間で合意された規則に若干の改定を加えるだけにとどめるよう求める意見もあり、意見が一致していないと指摘した。同議長は、約束期間の不連続は避けたいというのが大方の希望であり、またシステムの大幅な改定は望まないというのが一般的な意見であると指摘した。HWP など新しい貯留プールに関しても意見対立があった。同議長は、LULUCF が持続可能な森林管理および生物多様性の保護に役立つ可能性があるとして指摘した。

セクトラル・アプローチ: 水曜日午後、締約国は、AWG としては初めてセクトラル・アプローチの問題を議論した。国際エネルギー機関の Richard Baron は、この問題を概括するプレゼンテーションを行い、3 つのセクトラル・アプローチについて論じた：すなわち、部門レベルの緩和ポテンシャル、部門別の国際協力行動、途上国における部門別の行動である。

クリーンな大気政策センター (Center for Clean Air Policy) の Jake Schmidt は、途上国における緩和を推進する一方で低炭素技術の普及も図る部門別手法について説明した。同氏は、セクトラル・アプローチが附属書 I の目標決定にいかに関与するかも紹介した。

国際民間航空機関 (ICAO) の Jane Hupe は、緩和、排出量の定量化、技術、基準、運用措置など、ICAO が進める航空輸送でのセクトラル・アプローチ活動について説明した。同



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1, AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

代表は、国際航空輸送および気候変動プロセスに関するグループと UNFCCC とが協力するよう求めた。

国際商工会議所の Brian Flannery は、自主的なイニシアティブの継続を提案、費用効果を優先し、柔軟性の確保と部門間および国家間の競争を回避し、セクトラル・アプローチの経済面および貿易面の影響を評価するよう求めた。

この議論の中で、EU、ニュージーランド、中国、カナダは、セクトラル・アプローチを国家目標に代わるものとはせず、補足するものにするべきだと主張した。スイス、オーストラリア、ツバル、ニュージーランド、その他は、セクトラル・アプローチを AWGLCA で議論することに賛成した。ニュージーランドは、セクトラル・アプローチに関するワークショップを提案、これを両 AWGs に報告するものとするよう求め、日本は、セクトラル・アプローチが両 AWGs の橋渡しに役立つと指摘した。インドは、議論の中で競争性の問題が出てくることに対し、懸念を表明した。

議長は Dovland は、セクトラル・アプローチを目標に代わるものとはせず、目標達成を助けるものとするべきだという点では、大方の意見が一致していると述べた。同議長は、自主協定およびイニシアティブとして、いくつかの案が提示されたが、AWG または AWGLCA のどのプロセスで取り上げるべきかについては意見が一致していないと指摘した。

温室効果ガス、部門、排出源：木曜日、AWGは会合期間中ワークショップを開催、GHGs、部門、排出源に関する集中審議を行った。UNFCCCのKatia Simeonovaは、部門および排出源の分類を論じ、関係する決定書、議定書での報告プロセスとレビュープロセスについても論じた。

IPCC の Thelma Krug は、新たな科学情報に対応する IPCC の「革命的な手法」に焦点を当て、短命な GHGs と長命な GHGs を比較する場合、地球温暖化係数(GWPs)には限界があると述べた。

ICAO の Jane Hupe は、航空部門が直面する課題を列挙した、これには次のものが含まれる：排出源、アクセス、データの質と比較可能性、方法論問題。同代表は、法律上の考え方に注目し、国境を越える多国間フライト、また各国の領域外の区域を横断するフライトで発生する排出量を、各国に帰属させることの難しさについても述べた。

ノルウェーは、議定書の報告ガイドラインを多少改定し、第二約束期間の基礎にするべきだと提案した。同代表は、航空輸送および海上輸送（バンカー油）からの排出量を含めるよう要求、出荷時点での二酸化炭素（CO₂）排出量にキャップをかけることも含めた市場ベースのメカニズム、販売されるバンカー油の全てに CO₂ 税を課税し、その歳入を適応にまわすよう提案した。同代表は、方法論問題と目標について協議するワークショップを提案した。

EU は、環境十全性の重要性を強調、GWP に関しては、IPCC の最新の結論を用いるよ



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

う提案した。同代表は、バンカー油の排出量に関し、第二約束期間では対象にするべきだと主張、ICAO の航空輸送部門での排出量取引支持を歓迎し、ICAO、国際海事機関、UNFCCC 間で協力することを提案、有望なスキームを紹介して、海上輸送と航空輸送の排出量についてはそれぞれ異なる手法が必要であると指摘、スキームの収入を途上国の適応に当てる可能性を強調した。

日本は、バンカー油の排出量を規制するべきで、削減措置と方法論は同時に扱われるべきだと述べた。オーストラリア、日本、カナダ、シンガポール、中国は、バンカー油に関する議論を ICAO や IMO など関係する国際機関で行うよう主張した。ブラジル、パナマ、インド、EU は、UNFCCC こそバンカー油の議論をするにふさわしい場であると指摘した。

エジプト、ブラジルは、バンカー油でも共通だが差異ある責任の原則が適用されるべきだと述べた。ロシア連邦は、南アフリカおよびタイと共に、競争性の問題を議論するべきだと述べた。ロシア連邦は、バンカー油排出量の増加に関してさらなる情報を要求、EU は、バンカー油の議論を正当化するだけの情報があることを強調した。

ツバルとアルゼンチンは、海上輸送および航空輸送に関してさらに議論することを支持、他方観光面など、これらの輸送を対象とすることの影響も考えるよう求めた。アルゼンチンとニュージーランドは、地理的な隔絶性など各国の国情も考慮する必要があると指摘した。ニュージーランドは、GWPs を変更することに伴い、悪影響が出てくる可能性に注目した。

副議長の Konate は、現在対象となっているガス、部門、排出源を引き続き対象としていくことについては、締約国の支持があることを強調した。同副議長は、新たなガスを含めるかどうかに関しては意見が大きく異なっていると指摘、第二約束期間では、IPCC の 2006 年国別 GHG インベントリ・ガイドラインに多少の修正を加えた上で、これを規則の根底にするべきだとの意見を指摘した。バンカー油の問題に関して、Konate 副議長は、多数の締約国がバンカー油を重要かつ増加し続ける排出源としているが、第二約束期間でこれを組み入れるかどうか、また ICAO および IMO が、その排出量の規制にどれだけの役割を果たすべきかでは意見が一致していないと述べた。同副議長は、UNFCCC が世界の排出目標を設定し、各国はこの目標達成のためセクター・アプローチをとるとの案に注目、適応資金用の歳入を得るメカニズムの可能性、ICAO と IMO および UNFCCC 間の協力関係を強化する可能性、国際輸送に大きく依存する国のニーズや各国の国情に十分配慮することなどの考えに焦点をあてた。

AWG結論書の交渉：AWG結論書の交渉は、木曜日から金曜日、Dovland議長が議長役を務めるコンタクトグループの非公開非公式会合および小グループでの協議で議論された。金曜日夕方、AWG閉会プレナリーが開催され、結論書が採択された。

木曜日夕方のコンタクトグループ会合で、Dovland 議長は、時間的な制約を強調、結論書は一般的な表現にとどめるよう提案した。会議では、柔軟性メカニズム、LULUCF、バ



ンカー油、セクター・アプローチの議論が中心となった。

第一約束期間後の市場メカニズムの継続性に関し、G-77/中国は、議定書の環境上の十全性と持続可能な開発への貢献を保持するとの表現を入れるよう提案した。インドは、CDMプロジェクトが持続可能な開発にどれだけ貢献するかを決定するのはホスト国の特権としておくべきだと主張し、ウガンダは、持続可能性の必要条件を検証し、国際基準を検討するよう提案した。

G-77/中国は、結論書の文章の中に、メカニズムは附属書 I 締約国の国内行動に対して補足的であるとの表現を含めるべきだと主張した。スイスは、これに反対した。最終文書では、「メカニズムの利用は、国内行動の実施に対して補足的であるべきだ」との表現になった。AWG 閉会プレナリーで、スイスは、この会議の報告書の中に同代表の懸念表明を含めるよう求めた。

LULUCF の方法、規則、ガイドラインに関し、Dovland 議長は、意見対立のある問題を AWG 5 で全て解消しようとは思っていないと述べ、複雑な文章にしないことを希望した。締約国は、LULUCF 活動に関係する措置を、附属書 I 締約国が自国の排出削減目標を達成する手段として利用できるようにしておくべきだという点で合意した。また締約国は、LULUCF の方法、規則、ガイドラインが、第一約束期間に限定されていることから、これらの問題についてさらに議論する必要があることを指摘した。一部の途上国は、環境上の十全性および決定書 16/CMP.1 (LULUCF) に規定する LULUCF の扱いに関する原則を保持する必要があると主張した。しかし、オーストラリア、ニュージーランド、カナダは、第二約束期間の LULUCF では、より多くの柔軟性を持たせるよう求めた。締約国は、この問題の今後の議論において決定書 16/CMP.1 に示す LULUCF の扱い原則を「考慮に入れる」必要があることで合意した。

バンカー油の排出量に関し、Dovland 議長は、会合期間中ワークショップでは、バンカー油を第二約束期間の対象に入れるべきかどうかで意見が一致しなかったと指摘した。このバンカー油に関する議題項目は、科学・技術上の助言に関する補助機関で何年も保留されてきたことから AWG 5 で実質的な議論がされたことを歓迎する向きもあった。ブラジル、パナマ、インド、EU、ノルウェー、その他は、UNFCCC をバンカー油に関する意思決定を行うにふさわしい場だと指摘した。オーストラリア、日本、中国など他の代表は、ICAO および IMO でこの問題を議論することを希望した。締約国は、結論書の中で、議定書 2.2 条が ICAO ならびに IMO を「通じて活動することにより」バンカー油の制限または削減を求めるべきだと規定していることに「鑑み」、附属書 I 締約国によるバンカー油排出量を制限または削減する方法を利用可能とするかどうか、議論を続けることで合意した。

セクター・アプローチに関し、G-77/中国は、部門別目標は各国の附属書 I 目標達成の手段とするべきで、各国の目標に代わるものであってはならないと指摘した。オーストラリアと日本は、セクター・アプローチを AWGLCA で議論することに賛成した。セクター・



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

アプローチを「附属書 I 締約国の国家排出削減目標に代わるのではなく、補うもの」に限定する文章は削除され、結論書では、ただ単に、締約国はこの問題を再開 AWG 5 でさらに議論することで同意したとの表現となった。

ニュージーランドは、各国の国情への配慮と、それに適合した手法とに言及することを支持した。結論書草案の初稿では、排出削減目標を達成する方法について、「各国の状況による」としていた。一部の代表は、排出削減に向け「選り好みする」姿勢を助長する可能性があるとしてこれに反対した。最終版の結論書では、附属書 I の排出削減目標達成手段の選択と有効利用は議定書に関連して合意された規則および関連する決議のうちあてはまるものがあればそれに基づくものとするとの表現が追加された。

AWG結論書: AWGは、結論書(FCCC/KP/AWG/2008/L.2)において、下記の項目などを規定する:

- 議定書規定の柔軟性メカニズムは、附属書 I 締約国の排出削減目標を達成する手段として引き続き利用可能にするべきであり、適切な改善を行う可能性があることで合意する
- メカニズムの改定の可能性では、特に議定書における環境上の十全性ならびに持続可能な開発への貢献を高めることに十分配慮するべきであると指摘する
- 柔軟性メカニズムの利用は、附属書 I 締約国が利用できる国内行動の実施を補うものでなければならないと指摘する
- LULUCF 活動に関係する措置は、附属書 I 締約国が引き続き利用できるようにすべきだということで合意する
- LULUCF 活動に関する決定書の附属書に示す定義、方法、規則、ガイドラインの一部は、第一約束期間にのみ適用されるものであることに留意する
- この問題の今後の議論では、決定書 16/CMP.1 に規定する LULUCF 取り扱い原則を考慮に入れるべきと認識する
- 附属書 I 締約国は、その排出削減目標を達成するために利用可能な方法として、議定書の関連する決定書ならびに合意された規則であてはまるものがあればそれに則り選択し、活用する、またこれらの選択、活用は、各国の国情および国際的な状況に依存すると認識する
- 附属書 I 締約国がその排出削減目標を達成するために利用できる方法について、AWG は今後も分析作業を続けると指摘する
- AWG は、専門家の参加の必要性を指摘、条約ならびに議定書に関する他の組織およびプロセスで得られた結論ならびに現在行われている作業も考慮に入れるべきであると指摘する

また、AWG は、AWG 5 再開会合ならびに AWG 6 の第 1 部においては、議定書の環境上の十全性改善に十分配慮した上で、次の項目を検討することで合意する:



- 柔軟性メカニズム、これには改善の余地も含める
- 第二約束期間での LULUCF の扱い
- セクトラル・アプローチ
- GHGs、部門、排出源の分類およびその影響に関する適正な科学に則り、対象範囲を拡大する可能性
- バンカー油排出量を制限または削減する方法について、京都議定書の 2 条 2 項に則り、附属書 I 締約国がその排出削減目標を達成するための手段として利用できるようにする方法

さらに AWG は、附属書 I 締約国がその排出削減目標を達成するために利用できる方法について変更がなされた場合、これが炭素市場に与える影響を考慮することでも合意する。

また AWG の結論書には、ワークショップでの議論に関する AWG 議長ならびに副議長の概要報告を記載する附属書が含まれる。

閉会プレナリー：非公式な折衝後、金曜日の夕方 7 時、AWG のプレナリーが開催された。締約国は、本会合の報告書草案 (FCCC/KP/AWG/2008/L.1) ならびに結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.2) を改定することなく採択した。

G-77/中国は、第二約束期間においても柔軟性メカニズムが重要な要素であることを強調した。EU は、柔軟性メカニズムについて民間部門に強力なシグナルを送る上で成功したことを指摘した。日本は、排出量取引ならびにプロジェクト・ベースのメカニズムでは改善の余地があることを強調、またセクトラル・アプローチにも注目した。アルゼンチンは、9 条による第 2 回レビューに関するワークショップが近く開かれることを指摘し、GWPs の数値検討の重要性を強調した。

AWG 議長の Dovland は、出席者の前向きな姿勢と歩み寄りの精神に感謝し、午後 7 時 45 分、閉会の槌を打った。

本会合の概要と分析

出席者は、バリ・ロードマップを推進し、コペンハーゲンの COP 15 での成功を確実にする詳細な作業プログラムについて合意するとの明確な目的をもって、バンコクに降り立った。12 月の歴史的なバリ会議を取り巻いた興奮と報道を考えると、今回の会議は、むしろ平凡な会議とみるものもいたかもしれない。しかし、バンコク会議に参加したものの多くは、明確かつ包括的な作業プログラムを策定することが、UNFCCC 事務局長の称する「歴史上、もっとも複雑な国際条約の一つ」になりうるはずのプロセスにとり、いかに重要かを十分に認識している。

今回の会議は、手続き上ならびに組織上の問題に焦点を当てるはずのものであったことから、1000 名以上の参加者がバンコクに集まり、承認されたメディアも 100 を超えたこと



に驚くものもいた。しかし大半のものは、バリからコペンハーゲンにいたるプロセスが、国際的に高い関心を引き続けると認識し、バリ合意の歴史的な意味合い、気候変動問題に対する一般的な関心の高まり、そして 2009 年末までに 2013 年以降の合意をすることの緊急性を指摘した。

この項では、この会議の簡単な分析で次のことを検証する：手続き上の問題など、AWGLCA の作業プログラム策定における主要な問題点と対立点；2つの AWG s のリンク；バンコクで議論された主要問題；最終的な合意の採択が予想されるコペンハーゲンに向けての展望。

リンクさせるか、させないか、それが問題だ

2005 年のモントリオールから始まった気候変動に関する長期的な協力に関する交渉は、手続き上複雑な交渉となっており、いくつかの「行路」で構成される。バリ・ロードマップは、ものごとを単純にするよりも、むしろその複雑さの大部分を保持するものとなった。このロードマップでは、UNFCCC の下での緩和、適応、技術、資金に関する包括的な交渉を正式に開始すると同時に、京都議定書の下での先進国によるさらなる約束を決定するための並行した行路も続けることとなった。

この AWGLCA の作業プログラムは、バンコクで議論された中でも、条約の下での適当な進展を確保する上で最も重要な問題であった。バリ行動計画の 5 つの要素を優先させる提案がいくつか出されたが、出席者はこの議論にあまり時間をかけず、4つのビルディング・ブロック（緩和、適応、資金、技術）および長期的な協力行動に関する共通ビジョンの議論を「一口サイズ」に分けて全ての会合で議論し、交渉の効果を高めることで合意した。

大半の出席者が、将来の合意の対象とすることを希望するが意見対立が予想される問題に関して、ワークショップ開催を提案するとの戦略をとった。バリ行動計画の「計測、報告、検証」(MRV) の概念など、途上国による緩和行動に関する意見は大きく分かれており、このためセクター・アプローチや MRV などの問題に関する各国のワークショップ提案で、最も多くの意見対立が見られたのは、別に驚くことではなかった。

排出削減目標を採用するよう米国に要求していた出席者は、作業プログラムにおいても、バリ行動計画に示された先進国による緩和努力についての表現のとおり、「努力を比較できるようにする」ことを希望した。

非公式プレナリーでの議論や深刻な意見対立が続いていることから、作業プログラムをどれだけ詳細なものにするか、疑問視する向きもあった。しかし、結局は、AWGLCA プロセスをやりやすくし、バリ行動計画への理解を深め、その要素を明確にするため、いくつかのワークショップを開催するとの提案で合意した。この週にはいくつかのワークショップが提案されたが、全てが 2008 年の作業プログラムに入れられたわけではない、しかし AWGLCA 議長の Machado は、2008 年の計画に入れられなかったワークショップを提案し



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

た出席者に対し、バリ行動計画の全ての要素が全ての会合で議論されることには変わりはないことを保証した。最終的には、この作業プログラムが2008年の会合予定を示すとともに、さらに明確にする必要がある問題を洗い出し、全ての対立点をワークショップの議題とするわけではないが、バリ行動計画の全ての要素の議論を確保することから、受け入れ可能な「スタート地点」であると、多くのものが認めた。ワークショップのタイミングやその内容に関する長時間の交渉が終わった最終日に、ある出席者が述べたとおり、「この結末がこれまでの焦燥感を正当化するものであってほしいと願うしかない」のである。

手順問題でもう一つ重要な議題となったのが、2つの交渉経路間のリンクおよび協力関係であった。議定書で排出削減を約束していないG-77/中国と米国は、2つのプロセス間のいかなるリンクにも反対した。しかし大半の先進国は、2013年以降の緩和努力への広範な参加を希望し、両者間のリンクについては多少異なる考えを示した。バンコクの会議で正式なリンクが設けられたわけではなく、長時間の議論がされたわけでもないが、この2つのプロセスはすでにリンクされていると考えるものが多数いることは確かである。ある出席者は、どの附属書B諸国にしても、少なくともAWGLCAで何がおきるかを見極めるまでは、議定書でのさらなる約束を受け入れようとはしないだろうと予測した。一部のものは、自国の利益にかなうものなら、条約の下での新しい体制に「飛び移ろう」とする可能性があることに懸念を表明した。米国が京都議定書に参加する可能性は、京都の枠組を全面改正しない限り、ほぼゼロに近く、このためAWGLCAでの交渉に焦点を当て、先進国および途上国がこのプロセスでどれだけのものを受け入れる意思があるかが注目を集めている。

実質審議された議題：古い問題対新しい問題

AWGLCAの焦点は作業プログラムの策定であったが、実質的な審議では、多くの国がそれぞれの立場を改めて明らかにし、意見対立の存在が浮き彫りになったことから、今後の交渉に影響するのは確実である。バリ行動計画は包括的なものであり、またマラケシュ・アコードで決定された項目の中には、第一約束期間にのみ適用されるものがあることから、こういった古い問題の一部を再度取り上げる一方で、新たな問題および提案を提起できるだけの余地を設けた。多くのものがこれを歓迎し、気候変動の課題に取り組む上で、創造的かつ効果のある解決策を見出す必要性からすると、このような余地は必要であるという点で意見が一致した。バンコクの会議で議論された実質審議の中には、セクター・アプローチ、それぞれの発展段階に応じた差異化、資金調達の問題が含まれた。

日本が提案した「セクター・アプローチ」は、国境を超えた部門別目標で各国の国別目標を構成しようとするものであり、この会議で最も異論が多かった問題の一つであり、途上国の疑念を招いた。この方式は、日本のように各産業が高いエネルギー効率を持つ先進国の場合は、その法的に拘束力のある約束を損なうことになり、中国のように鉄鋼など特定の産業での競争力保持のためエネルギー効率を劇的に高める必要のある途上国の場合は、



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1, AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

将来の約束を意味することにならないかとの懸念が表明された。ここでの意見対立は、セクトラル・アプローチ問題に関するワークショップを開催するかどうか、開催するならばいつかの議論にも如実に現れ、AWGLCA プロセスでセクトラル・アプローチを検討するまでは、AWG の結論書草案に関する合意、特にクリーン開発メカニズム(CDM)に関する合意を遅らせようとする日本の動きの背景にもなっていた。

途上国にとってのもう一つの問題は、条約の枠外での資金の拡散であり、途上国は、これらの資金が資金提供国の主導するもので、条件付きとなっており、条約に基づく資金提供と競合関係にあると主張した。会議の本筋ではないが、世界銀行は、クリーン技術基金の提案を推進し、「気候への耐久性に関するパイロットプログラム」を提案した。しかしこれを議定書に基づく適応基金を損なうものだと主張するものもいた。途上国は、条約の下で資金を提供するよう強く主張した。米国など他の締約国は、将来の資金提供分の大半は民間部門の責任で行うべきだとの感を示し、途上国の中でも大きな国は行動のための資金の一部を手当てするべきだと述べた。この問題が今後の会合の中で再度取り上げられるのは確実である。

AWG プロセスでは、バンカー油に関する SBSTA 議題項目が「いつまでも保留」されていることに焦燥感を抱いていたものが、実質的な審議の開始を歓迎した。ともあれ、EU、ノルウェー、その他は、この問題を UNFCCC の下で議論することを支持し、6月のボンでの会議で、それぞれの考えを提起し、議論を続ける。

LULUCF、メカニズムをはじめ多くの問題が、第一約束期間に関してのみ解決されていることから、改定を検討する必要がある。これら重要要素の廃止を論じるものはなく、規則の再検討および改善に焦点が当てられているが、詳細について締約国間の意見対立が続くことは間違いない。一方で、意見の一致を得、明確かつ簡素な文書を作成するための努力の一環として、バンコクではこの問題を取り上げるべきでないとするものが多かった。

全体として AWG の雰囲気は極めて協力的かつ建設的であったと、多くのものが感じた。あるベテラン交渉担当者の言によると、AWG では、多くのものがこれらの問題について長年にわたりともに努力をしてきており、互いに強い信頼関係を持っている、この点は、交渉の中でそれぞれの立場を披露し、オープンで忌憚のない議論を行ったことでも明らかである。AWG の結論書は、一部のものが希望したほど野心的なものとはなっていないが、第二約束期間に関しても市場ベースのメカニズムおよび炭素市場が継続されるとのシグナルがでることを待望していた世界に対し、議論の進展、特に民間部門において進展があったことを示す結果となった。このことは、市場メカニズムの継続と改善にふれた結論書にも明確に反映されている。

将来への展望

UNFCCC 事務局長の Yvo de Boer は、閉会の記者会見で、「コペンハーゲン行きの列車



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

は駅を出た」とコメントした。ある出席者は、このプロセスは新しいプロセスだから、「困難な段階に入った」と指摘、初年度では皆、「それぞれの立場をみきわめる」であろうし、「重要問題での共通の理解」が得られた上で、2009年までは実質的な交渉にならないであろうと指摘した。「ボンは忙しいことになり、ポズナニは、気が狂うほど忙しくなる」、「コペンハーゲンまでの道のりは、でこぼこ道だろう」と言うものもいた。事実、このプロセス全体が2009年にはさらに多忙な、さらに厳しいものとなる予定で、AWGLCAの公式会合も8週間（2008年の6週間に対し）分におよび、当然このプロセスにインプットを提供する他の会合やワークショップもあることから、気候変動の交渉に深くかかわるものは、一年間の大半を旅先で過ごすことになる。ある出席者は「もっと家族に優しい」協定交渉にしなければと冗談を言った。

コペンハーゲンに向け、2009年までにどれだけのものが達成できるか？2013年以降の合意を得るまでに残された時間は極めて限られており、コペンハーゲンでのCOP15までは1年半ほどしかなく、それまでに多くの駅に停車しなければならない。今回の会議は、短時間に多くの作業をしなければならない長い列車の旅の出発点であり、このバンコクで合意された作業プログラムは、これからの実質審議に向けた土台を築くことに成功した。今後、野心的なレベル対現実という概念が係わってくるのは間違いない。野心的な目標を求めるものもいれば、政治的な現実をみすえ、達成できないもので合意するのは意味がないとみるものもある。しかし実際の合意がどのような形となるか、2つの交渉経路がコペンハーゲンでどう合流するかを予想するのは時期尚早である。今は、2008年の作業を切り開いているところである。

今後の会議予定

世界健康デー、2008年：気候変動から健康を守る：世界健康デーは、2008年4月7日開催。この世界健康デーは、啓発や、健康と気候変動の関係の周知、気候変動に関する医療・健康関係者の役割実証、約束と行動の推進を目的とする。詳しくは右記に連絡：WHO Secretariat；電話：+41-22-791-5526；ファクシミリ：+41-22-791-4127；電子メール：whd2008@who.int；ホームページ：<http://www.who.int/world-health-day/en>

ナイロビ作業プログラムの中で終了した活動の成果に関するUNFCCC締約国代表非公式会議：この会議は2008年4月7-9日、タイのバンコクで開催される。締約国の代表のほか、関連する組織の代表や専門家が集まり、この会議以前に終了したNWP活動の成果を検討する。詳しくは右記に連絡：UNFCCC Secretariat；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；ホームページ：http://unfccc.int/adaptation/sbsta_agenda_item_adaptation/items/4290.php

気候変動に関する政府間パネル第28回会合(IPCC 28)：この会議は2008年4月9-10日、ハンガリーのブダペストで開催される。詳しくは右記に連絡：IPCC Secretariat；電話：



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5

<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>

+41-22-730-8208 ; ファクシミリ : +41-22-7 30-8025/13 ; 電子メール : IPCC-Sec@wmo.int ;
ホームページ ; <http://www.ipcc.ch/>

アフリカにおける政府間再生可能エネルギー会議 : この会議は 2008 年 4 月 16-18 日、セネガルのダカールで開催される。この会議の焦点は「アフリカにおいて再生可能エネルギー市場を機能させる方法 : 規模向上のための政策、産業、資金」。この会議はアフリカ連合、セネガル政府、ドイツ経済協力開発省、UNIDO の共催。詳しくは右記に連絡 : Alois Mhlanga, UNIDO ; 電話 : +431-260-265-169 ; ファクシミリ : +431-260-266-855 ; 電子メール : a.mhlanga@unido.org ; ホームページ : <http://www.unido.org/en/doc/76539>

森林の日 : 中央アフリカにおける森林および気候変動の議論 : 森林の日は 2008 年 4 月 24 日、カメルーンの Yaoundé で開催される。森林の日は、森林と気候変動の問題に関し地域の観点から展望することを目指す。この地域の情報を踏まえた気候政策の策定に向け一歩を踏み出すため、広範な森林利害関係者が集まり、社会的、経済的、科学的、技術的、政治的な問題を分析すると見られる。詳しくは右記に連絡 : Janneke Romijn ; 電話 : +237-2222-7449/7451 ; ファクシミリ : +237-2222-7450 ; 電子メール : ForestDay-Cameroon@cgiar.org

; ホームページ : http://www.cifor.cgiar.org/Events/CIFOR/forest_day_cameroon.htm

気候変動および開発の評価に関する GEF 国際ワークショップ : 結果、手法、能力 : この会議は 2008 年 5 月 10-13 日、エジプトのアレキサンドリアで開催される。GEF 評価オフィスが組織するワークショップで、気候変動と開発を結びつけるプロジェクトおよびプログラムの評価に関する経験について意見交換を可能にする。詳細については右記に連絡 : Secretariat of the International Workshop : 電話 : +1-202-458-8537 ; ファクシミリ : +1-202-522-1691 ; 電子メール : Intworkshop@TheGEF.org ; ホームページ : <http://www.esdevaluation.org>

G8 環境大臣会合 : この会議は 2008 年 5 月 24-26 日、日本の神戸で開催される。この会議は、2008 年 7 月 7-9 日、日本の北海道で開催される 2008 年 G8 サミットの準備会合である。詳しくは右記に連絡 : 環境省、G8 環境大臣会合準備タスクフォース ; 電話 : +81(0)3-5521-8347 ; ファクシミリ : +81(0)3-5521-8276 ; 電子メール : G8_KOBE@env.go.jp ; ホームページ : <http://www.env.go.jp/earth/g8/en/index.html>

第 28 回 UNFCCC 補助機関会合 : 28 回 UNFCCC 補助機関会合は、2008 年 6 月 2-13 日、ドイツのボンで開催される。これに加えて、長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第 2 回会合と京都議定書の附属書 I 締約国によるさらなる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第 5 回再開会合も開催される。詳しくは右記に連絡 : UNFCCC Secretariat ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; 電子メール : secretariat@unfccc.int ; ホームページ : <http://unfccc.int/meetings/sb28/items/4328.php>

世界食糧安全保障および気候変動と生物多様性の課題に関するハイレベル会議 : この会議は 2008 年 6 月 3-5 日、イタリアのローマで開催される。この国連食糧農業機関 (FAO) の計画



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>

する会議では、食料安全保障および気候変動とエネルギー安全保障における貧困削減を議論する。詳しくは右記に連絡：Office of the Assistant Director-General, Natural Resources Management and Environment Department; 電話：+39 06 57051;ファクシミリ：+39 06 570 53064; 電子メール：cccb-secretariat@fao.org; ホームページ：
http://www.fao.org/foodclimate/home.html?no_cache=1&L=7

新たな世界取引:低炭素である未来に向け真の協力を実現する:この会議は、2008年6月16-17日、英国のロンドンで開催される。気候変動に関する現在の行動を調査し、重要問題での国際協力に向け現実的な手法を探る。詳しくは右記に連絡：チャタム・ハウス、会議ユニット、電話：+44 (0)20 7957 5753；ファクシミリ：+44 (0)20 7321 2045；電子メール：conferences@chathamhouse.org.uk；

ホームページ：<http://www.chathamhouse.org.uk/events/conferences/view/-/id/118/>

ICAOワークショップ:航空輸送と炭素市場:このワークショップは、2008年6月18-19日、カナダのモントリオールで開催される。金融、産業、環境のトップレベルの専門家を集め、国際民間航空輸送が世界の炭素市場に参入する方法を探る。詳しくは右記に連絡：国際民間航空機関、航空輸送局、環境ユニット；電話：+1-514-954-8219, 内線 6321；ファクシミリ：+1 514-954-6077；電子メール：envworkshop@icao.int；ホームページ：
www.icao.int/2008wacm/

G8サミット:このサミットは、2008年7月7-9日、日本の北海道で開催される。詳しくは右記に連絡：日本国外務省、電話：+81- (0) 3-3580-3311;ホームページ：
<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/2008/index.html>

オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の締約国オープン・エンド・ワーキンググループ第28回会合:この会議は、2008年7月7-11日、タイのバンコクで開催の予定。詳しくは右記に連絡：Ozone Secretariat；電話：+254-20-762-3850/1；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；ホームページ：<http://ozone.unep.org/>
UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第3回会合ならびに京都議定書の下でのAWG第6回会合:長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第3回会合は、2008年8月/9月の開催が予定されるが開催場所および日付は未定である。議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するAWG第6回会合も同時期に行われる。詳しくは右記に連絡：UNFCCC Secretariat；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；ホームページ：
<http://unfccc.int>

「気候変動のための資金策一課題と推進」に関する国際会議:この会議は、2008年8月15-17日、バングラデシュのダッカで開催される。この会議はバングラデシュに本部を置くシンクタンク、Unnayan Onneshanが企画するもので、気候変動と戦うための緩和活動を支援する資金メカニズムに焦点を当てる。詳しくは右記に連絡：Nazmul Huq, Unnayan



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301



Earth Negotiations Bulletin
AWGLCA1,AWG5
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg1>

Onneshan, Dhaka, Bangladesh ; 電話 : +880-2-815-8274 ; ファクシミリ : +880-2-815-9135 ; 電子メール : nazmul.huq@unnayan.org ; ホームページ : <http://www.unnayan.org>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

国際会議：気候変化に対する森林および森林管理の適応、特に森林の健康に注目する；科学、政策、実施方法のレビュー：この会議は 2008 年 8 月 25-28 日、スウェーデンのウメオで開催される。この会議はFAO、国際森林研究機関連合(IUFRO)、スウェーデン農業科学大学の共催で、世界各地の気候条件でおきている変化に関する知識の現状と、これらの変化が森林の健康、森林の管理および保全に与える影響に焦点を当てる。詳しくは右記に連絡：Björn Hånell, IUFRO ; 電話 : +46907868297 ; 電子メール : bjorn.hanell@ssko.slu.se ; ホームページ : <http://www.forestadaptation2008.net/home/en/>

気候変動に関する政府間パネル第 29 回会合(IPCC 29)：IPCC29 は暫定的ながら、2008 年 9 月 1-4 日、スイスのジュネーブで開催される予定、その際、IPCCの 20 周年記念式典が行われる。詳しくは右記に連絡：IPCC Secretariat ; 電話 : +41-22-730-8208 ; ファクシミリ : +41-22-7 30-8025/13 ; 電子メール : IPCC-Sec@wmo.int ; ホームページ : <http://www.ipcc.ch/>

モントリオール議定書の第 20 回締約国会合(MOP-20)：本会合は、暫定的ながら 2008 年 11 月 16-20 日、カタールのドーハで、ウィーン条約の第 8 回締約国会合とあわせ開催される。詳しくは右記に連絡：Ozone Secretariat ; 電話 : +254-20-762-3850/1 ; ファクシミリ : +254-20-762-4691;電子メール : ozoneinfo@unep.org ; ホームページ : <http://ozone.unep.org/>

第 14 回UNFCCC締約国会議および第 4 回京都議定書締約国会議：UNFCCCのCOP 14 ならびに京都議定書COP/MOP 4 は、2008 年 12 月 1-12 日、ポーランドのポズナンで開催される。この会合に合わせ、UNFCCC補助機関の第 29 回会合、ならびに長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループの第 4 回会合、議定書の下での附属書I締約国によるさらなる約束に関するAWGの第 6 回再開会合が開催される。詳しくは右記に連絡：UNFCCC Secretariat ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; 電子メール : secretariat@unfccc.int ; ホームページ : <http://unfccc.int>

GISPRI 仮訳